

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和7年4月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第27号

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和7年飯塚市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 条例第8条第1項の規定による協議は、太陽光発電事業計画事前協議書により行うものとする。

(事業計画の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、太陽光発電事業計画届出書により行うものとする。

(事業計画の変更等の届出)

第5条 条例第10条の規定による届出は、太陽光発電事業計画変更・中止届出書により行うものとする。

(公告及び周知)

第6条 条例第11条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 届出年月日

(2) 事業者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) 事業区域の所在地

(4) 事業区域の面積

(5) 届出の閲覧場所

(6) 届出の閲覧期間

2 条例第11条の規定による周知は、前項の規定によるもののほか、市のホームページ等への掲載により行うものとする。

- 3 届出の閲覧場所は、市民環境部環境整備課及び事業区域に該当する支所の市民窓口課とする。

(説明会の開催)

第7条 条例第12条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第10条の規定により事業者名の変更を行った場合
- (2) 条例第10条の規定により事業者の住所の変更を行った場合
- (3) 条例第10条の規定により着手予定日を当該着手予定日より後の日にする変更を行った場合
- (4) 条例第10条の規定により完了予定日の変更を行った場合
- (5) 条例第12条第1項の規定に基づく説明会を開催した上で参加者の十分な理解が得られるよう努め、又は、開催に向けて周辺関係者との調整に努めたにもかかわらず、周辺関係者が正当な理由なく説明会を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 当該太陽光発電事業が、周辺関係者の生活環境に影響を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合

- 2 条例第12条第6項の規定による報告は、説明会報告書により行うものとする。

(説明会の開催における留意事項)

第8条 事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第4条の2の3第2項第7号ニに基づく説明会を実施する際に、条例第12条第1項に規定する説明会を実施したものとする取扱いを受けようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

(太陽光発電設備設置の完了の届出)

第9条 条例第13条の規定による届出は、太陽光発電設備設置完了届出書により行うものとする。

(太陽光発電設備の解体及び撤去に要する費用の確保の状況)

第10条 条例第14条第2項の規定による報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の報告は、解体及び撤去費用状況報告書によるものとし、毎年6月30日までに行わなければならない。

(協定の締結)

第11条 条例第15条第1項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 周辺関係者が、事業者からの協定締結の求めを正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

2 条例第15条第4項の規定による報告は、協定書の写しの提出によって代えるものとする。

(協定の締結に係る調整)

第12条 市長は、条例第15条第1項の協定の締結に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、調整を行うことができる。

(1) 双方又は一方から調整の申出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めたとき。

(地位承継の届出)

第13条 条例第16条の規定による届出は、事業承継届出書により行うものとする。

(廃止の届出)

第14条 条例第17条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備廃止届出書により行うものとする。

(立入調査員証)

第15条 条例第18条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証とする。

(意見を述べる機会の付与)

第16条 市長は、条例第20条第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されることとなる者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項に規定する意見を述べる機会の付与の手続については、飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)第3章第3節の例による。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。